

令和2年4月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスカートリッジ1件、ガスカートリッジ直結型ガスこんろ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち空気圧縮機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うち電子レンジ1件、タブレット端末1件、
ポータブルDVDプレーヤー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901267	令和2年3月23日	令和2年3月30日	ガスカートリッジ	IP-250F	イワタニ・プリムス株式会社	火災	当該製品をガスカートリッジ直結型ガスこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	製造から25年以上経過した製品 ガスカートリッジ直結型ガスこんろに関する事故 (A201901268)と同一
A201901268	令和2年3月23日	令和2年3月30日	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	IP-2253(A)	イワタニ・プリムス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因する のか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	製造から20年以上経過した製品 ガスカートリッジに関する事故 (A201901267)と同一

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901272	令和2年2月23日	令和2年3月31日	空気圧縮機	S-40	東浜工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901269	令和2年2月28日	令和2年3月30日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月26日
A201901270	令和2年3月18日	令和2年3月30日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201901271	令和2年3月19日	令和2年3月30日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし